

青森県報

第三千七百八十九号

平成二十六年

一月六日

(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定施業者の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立

の支援に関する法律による指定施業者の廃止の届出……………(同) ……一

保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……一

公 告

発電余剰電力の売却に係る一般競争入札……………(河川砂防課) ……二

公 安 委 員 会

役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(交通規制課) ……三

告 示

青森県告示第一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施業者から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	廃止年月日
小泉 千穂	八戸市根城八丁目一の五グランコート根城三	平成二十六年一月六日

青森県告示第二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施業者から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	廃止年月日
小泉 千穂	八戸市根城八丁目一の五グランコート根城三	平成二十六年一月六日

青森県告示第三号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢一の七九五から一の七九七まで・一の八一九から一の八二一まで・一の九三九・一の九四一・一の九五〇・一の九六八・一の九六九・一の九七一・一の九七二・一の九七三・一の九七四・一の九七五(以上

十四筆について次の図に示す部分に限る。)、一二の七七七、一二の七八二、一二の七八八から一二の八〇二まで、一二の八二二、一二の八二八、一二の八三四、一二の八四〇から一二の八四三まで、一二の八五一、一二の八五四、一二の八五八、一二の八六二、一二の八六六、一二の九二五、一二の九二八、一二の九三二、一二の九三四、一二の九三七、一二の九四五、一二の九四八、一二の九五七、一二の九六〇、一二の九六三、一二の二〇一から一二の二〇三まで、一二の二〇一五、一二の二〇一八から一二の二〇二二まで、一二の二〇三三、一二の二〇四三、一二の二〇五一、一二の二〇五五、四七七一

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢一二の七七七・一二の七八二・一二の七九六・一二の八二〇から一二の八二二まで・一二の八二八・一二の八三四・一二の九五七・一二の九六〇・一二の二〇三(以上十一筆について次の図に示す部分に限る。)、一二の七九七から一二の八〇二まで、一二の八四〇から一二の八四三まで、一二の二〇一六、一二の二〇一八から一二の二〇二二まで、一二の二〇三三、一二の二〇四三、一二の二〇五一、一二の二〇五五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公

告

発電余剰電力の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 入札の対象

世増ダム管理用水力発電の発電余剰電力

2 予定売却電力量

契約期間内の全量

3 売却する電力の特質

入札説明書による。

4 入札方法

一キロワット時の単価により行う。

二 契約期間

契約締結の日から平成二十八年三月三十一日まで(電力の受給開始は、平成二十六年四月一日とする。)

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

3 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者又は同項第八号に規定する特定規模電気事業者であること。

4 一年以上事業としての電力の買取りを継続して営んでいること。

5 一契約当たり年間四百三十万キロワット時を超える電力の買取りを行った実績を有すること。

6 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出していること。

る者であること。

四 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」といふ。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十六年一月十六日（木）正午までに青森県土木整備部河川砂防課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

五 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県土木整備部河川砂防課

電話 〇一七 七三四 九六一

六 入札及び開札の日時及び場所

1 日時

平成二十六年一月二十四日（金）午前十一時

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎西棟八階中会議室

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が三に掲げるいずれかの条件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点第三位以下があるときは、これを切り捨てて小数点第二位までにした金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十二 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 詳細は、入札説明書による。

公安委員会

青森県警察本部長告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において、役務の提供を受ける契約（自動車保管場所現地調査業務、自動車保管場所データ入力等業務に係るものに限る。以下「役務契約」といふ。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」といふ。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」といふ。）を、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」といふ。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第六十七條の五第二項及び第六十七條の十一第三項において準用する同令第六十七條の五第二項の規定により公示する。

平成二十六年一月六日

青森県警察本部長 徳 永 崇

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者を除く。）

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号（同令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）

(五) 次に掲げる者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し、金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれか

に格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（資本金、積立金及び繰越利益（欠損）金の合計額とする。）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三條第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三條第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十六年一月六日から同月二十日までとする。

ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、役務契約の業務種別ごとに競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通規制課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）

貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）

法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人県道府県民税に係るもの）

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表（様式第三号）

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(八)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成二十九年一月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更

（休・廃業）届（様式第四号）を提出しなければならない。

ただし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項である場合は、

商業登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。

1 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

2 商号又は名称

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十九年一月に予定している同年四月一日以降の期間についての競争入札参加資格審査対象並びに資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

年 月 日

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（自動車保管場所現地調査業務、自動車保管場所データベース業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 希望する業務
役務の提供
- 2 希望する業種（複数業種記入禁止）

注）申請書は各業種毎にそれぞれ個別に申請してください。

様式第2号

経営規模等総括表

審査値 格付

区 分 新規・継続

区分 役務の提供 番号

(単位：千円)

フリガナ 商号又は名称		代 表 者 職 氏 名	
住 所 地 区	〒	電 話 番 号	
所 在 地		F A X 番 号	
主 営 業 務	〒	電 話 番 号	
等 住 所		F A X 番 号	
希 望 する 業 務	役務の提供		
希 望 する 業 種			

平均生産額又は販売額	直前第2年度決算		直前第1年度決算		年間平均実績高 (①+②) / 2	役 務
	①		②			
自 区 分	直前決算時	剰余(次損)金処分	決算後増減		計	
己 資本金(元入金)						
資 積立金(準備金)						
本 次期繰越利益(次期)金						
額 計						
職 員 数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人		計 人	
経 営 比 率	流動資産() - 流動負債() × 100 = %					
営 業 年 数	創 業 日 年 月 日	現組織変更日 年 月 日	営 業 中 断 期 間 年 月 ~ 年 月	通 算 年 数 年		
障 害 者 雇 用 状 況	障 害 者 雇 用 状 況 報 告 義 務 有 無	障 害 者 雇 用 状 況 報 告 義 務 有 無	雇 用 障 害 者 数	無 人		
I S O 認 証 取 得	有 (ISO9001, ISO14001) 無					

注）太枠の欄は記入しないでください。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

1	〒	電話番号	
		FAX番号	
2	〒	電話番号	
		FAX番号	
3	〒	電話番号	
		FAX番号	
4	〒	電話番号	
		FAX番号	
5	〒	電話番号	
		FAX番号	
6	〒	電話番号	
		FAX番号	
7	〒	電話番号	
		FAX番号	
8	〒	電話番号	
		FAX番号	
9	〒	電話番号	
		FAX番号	
10	〒	電話番号	
		FAX番号	
11	〒	電話番号	
		FAX番号	
12	〒	電話番号	
		FAX番号	
13	〒	電話番号	
		FAX番号	
14	〒	電話番号	
		FAX番号	
15	〒	電話番号	
		FAX番号	
16	〒	電話番号	
		FAX番号	

様式第3号

役員等一覧表

商号又は名称: _____

平成 年 月 日現在

役職	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所

注1 この表には、次に該当する者について記載すること。
 (1)法人にあっては、商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）記載の全役員
 (2)法人でない団体にあっては、代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者
 (3)個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）
 注2 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。
 注3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

様式第4号

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

年 月 日

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更 (休・廃業) 届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業したので

届出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 月 日	備 考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
廃止月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭